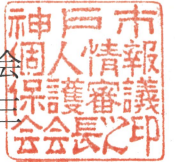


答 申 第 999 号  
令和 4 年 5 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 3 項の規定に基づき、令和 4 年 5 月 20 日付け神福  
国第 745 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における  
個人情報の収集について  
(条例第 7 条「収集の制限」について)

- 1 国庫負担金の交付を受けて実施している特定健康診査及び保健指導事業について、  
国へ実績報告を行うにあたり、福祉局障害者支援課が保有する障害者自立支援法に規  
定する障害者支援施設の入所者情報を収集することは、適正な補助金の受給手続きに  
寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、  
個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における  
個人情報の収集について  
(条例第7条「収集の制限」について)

別紙  
答申 999

◎は条例第7条第3項に該当

【利用する情報項目】

◎障害者自立支援法に規定する障害者支援施設の入所者

「漢字氏名」「カナ氏名」「生年月日」「住基個人番号」「性別」「住所」「施設名」

答申第 1000 号  
令和 4 年 5 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 4 年 5 月 19 日付け神行税市第 931 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における  
市民税特別徴収情報の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

- 1 国庫負担金の交付を受けて実施している特定健康診査及び保健指導事業について、国へ実績報告を行うにあたり、行財政局税務部市民税課が保有する特別徴収該当者情報を利用することは、適正な補助金の受給手続きに寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における  
市民税特別徴収情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙  
答申1000

【利用する情報項目】

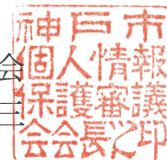
○労働安全衛生法に基づく健康診断を受けた者又は受けることができる者（市民税特別徴収情報）

「漢字氏名」「カナ氏名」「生年月日」「住基個人番号」「性別」「住所」

答申第1001号  
令和4年5月24日

神戸市長 久元喜造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和4年5月20日付け神福く第635号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における  
養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所者情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 国庫負担金の交付を受けて実施している特定健康診査及び保健指導事業について、国へ実績報告を行うにあたり、福祉局くらし支援課が保有する老人福祉法による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所者情報を利用することは、適正な補助金の受給手続きに寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における  
養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所者情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙  
答申 1001

【利用する情報項目】

○老人福祉法による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所者（措置入所の者）

「漢字氏名」「カナ氏名」「生年月日」「住基個人番号」「性別」「住所」「施設名」

答申第 1002 号  
令和 4 年 5 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 4 年 5 月 20 日付け神福介第 734 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における  
介護保険施設の入所者等情報の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 国庫負担金の交付を受けて実施している特定健康診査及び保健指導事業について、国へ実績報告を行うにあたり、福祉局介護保険課が保有する介護保険法に規定する特定施設の入居者又は介護保険施設の入所者情報を利用することは、適正な補助金の受給手続きに寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における  
介護保険施設の入所者等情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙  
答申 1002

【利用する情報項目】

- 介護保険法に規定する特定施設への入居者又は介護保険施設への入所者（地域密着型を除く）
  - 「サービスコード」「漢字氏名」「カナ氏名」「生年月日」「住基個人番号」
  - 「性別」「住所」「施設名」



答申第 1003 号  
令和 4 年 5 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 4 年 5 月 20 日付け神福障支第 748 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における  
障害者支援施設の入所者情報の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 国庫負担金の交付を受けて実施している特定健康診査及び保健指導事業について、国へ実績報告を行うにあたり、福祉局障害者支援課が保有する障害者自立支援法に規定する障害者支援施設の入所者情報を利用することは、適正な補助金の受給手続きに寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における  
障害者支援施設の入所者情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙  
答申 1003

【利用する情報項目】

○障害者自立支援法に規定する障害者支援施設の入所者

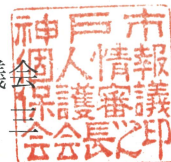
「漢字氏名」「カナ氏名」「生年月日」「住基個人番号」「性別」「住所」

「施設名」

答申第 1004 号  
令和 4 年 5 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 5 月 20 日付け神福国第 745 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における  
個人情報の電子計算機処理について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」について)

- 1 国庫負担金の交付を受けて実施している特定健康診査及び保健指導事業について、国へ実績報告を行うにあたり、行財政局税務部市民税課が保有する特別徴収該当者情報、福祉局介護保険課が保有する介護施設入居者情報や福祉局障害者支援課が保有する障害者施設入所者情報等を、既存のフレイルチェックシステムを通じて活用し、補助金の対象外に当たる者を抽出することは、適正な補助金の受給手続きに寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

特定健康診査・保健指導国庫負担金の実績報告における  
個人情報の電子計算機処理について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」について)

別紙  
答申 1004

◎は条例第 11 条第 2 項に該当

【利用する情報項目】

◎①障害者自立支援法に規定する障害者支援施設の入所者

「漢字氏名」「カナ氏名」「生年月日」「住基個人番号」「性別」「住所」  
「施設名」

②老人福祉法による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所者（措置  
入所の者）

「漢字氏名」「カナ氏名」「生年月日」「住基個人番号」「性別」「住所」  
「施設名」

③介護保険法に規定する特定施設への入居者又は介護保険施設への入所者（地域  
密着型を除く）。

「サービスコード」「漢字氏名」「カナ氏名」「生年月日」「住基個人番号」  
「性別」「住所」「施設名」

④労働安全衛生法に基づく健康診断を受けた者又は受けることができる者（市民  
税特別徴収情報）

「漢字氏名」「カナ氏名」「生年月日」「住基個人番号」「性別」「住所」